

短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）
重要事項説明書

社会福祉法人 横手福寿会
ショートステイ ラ・ボア・ラクテ

ショートステイ ラ・ボア・ラクテ

短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）

重要事項説明書

（令和6年8月1日現在）

1. 事業所の概要

（1）事業所の名称等

- ・事業所名 ショートステイ ラ・ボア・ラクテ
- ・開設年月日 平成23年6月15日
- ・所在地 秋田県秋田市手形字西谷地1-2
- ・電話番号 018-893-3221 ・FAX番号 018-893-5778
- ・管理者名 渡部 祥子
- ・介護保険指定番号 指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護
【秋田市指定 0570119685 号】

（2）指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の目的と運営方針

指定居宅サービスに該当する指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の事業は、要介護（要支援）状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的としています。

この目的に沿って、当事業所では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[ショートステイ ラ・ボア・ラクテの運営方針]

1. 介護保険制度の趣旨に沿って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の機能維持・向上ならびに家族の身体的及び精神的負担軽減を図る。
2. 利用者・家族との信頼関係を構築しながら、安心・安全に生活できる事業所づくりをする。
3. 地域・行政・医療、保健機関・地域包括支援センター・サービス事業所等との連携を図り、地域に開けた事業所を確立する。

（3）指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の職員体制

従業者の職種	員数	区 分				常勤換算後の人員	事業者の指定基準	保 有 資 格
		常 勤		非 常 勤				
		専従	兼務	専従	兼務			
管 理 者	1		1			0.5	1	
医 師	1			1		1	1以上	医師免許

生活相談員	2	2				2	1	社会福祉主事
看護職員	3	3				3	21以上	看護師/准看護師
介護職員	27	27				27		介護福祉士 介護職員初任者研修
機能訓練指導員	1			1		1	1以上	作業療法士 理学療法士
栄養士	1	1				1	1以上	栄養士
事務員	4	3	1			3.5		

(4) 入所定員等 ・定員 63名

・居室 従来型個室 27室 (内トイレ付個室6室) / 多床室 (2人室) 18室

2. サービス内容

- ① 短期入所生活介護 (介護予防短期入所生活介護) 計画の立案
- ② 食事 (食事は食堂でとなりますが、ご希望の場合は居室での食事も可能です。)
 - 朝食 7時30分～ 8時30分
 - 昼食 12時00分～13時00分
 - 夕食 18時00分～19時00分
 ※希望があれば、服薬に影響のない範囲でご自由に食事時間は選択できます。
- ③ 入浴 (一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)
- ④ 健康管理・看護
- ⑤ 介護 (入退所時の支援も行います。)
- ⑥ 機能訓練・生活リハビリ
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養・食事サービス管理
- ⑨ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑩ 理美容サービス
- ⑪ 行政手続代行
- ⑫ その他
 - *これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 身体の拘束等

- ① 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録等に記載することとします。
- ② 身体拘束廃止委員会を毎月1回の定例開催及び委員長の判断による臨時会を開催するほか、利用者等に対する身体拘束廃止及び緊急やむを得ない場合の身体拘束の必要性について検討・協議を行う「身体拘束カンファレンス」を開催する。
- ③ 職員の身体拘束廃止に対する意識を高め理解を深めるために、研修会への参加及び事業所内での勉強会を開催します。

4. 事故発生時の対応

- ① 利用者の家族等へ連絡する。
- ② 居宅支援事業所担当ケアマネジャーへ連絡する。
- ③ 事故発生時又はそれに至る危険が生じた時は、原因や状況を分析して対応策を講じ、職員に周知徹底を図ります。
- ④ 事故内容により、速やかに保険者等に報告する。
- ⑤ 必要に応じ、所定の手続きに従い利用者及びその家族と話し合い、速やかに損害賠償を行う。

5. 感染症対策体制の徹底

- ① 感染対策委員会を定期的（月1回程度）に開催し、感染症又は食中毒の予防や、蔓延防止のための対策を講じ、職員に周知徹底します。
- ② 感染症及び食中毒に関する研修会へ参加するなど情報を収集し、都度「感染対策マニュアル」を改訂していきます。
- ③ 感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のため、職員勉強会を定期的実施してまいります。

6. 褥瘡防止対策の実施

- ① 職員の褥瘡に対する意識を高め理解を深めるために、研修会への参加及び事業所内での勉強会を開催します。
- ② 褥瘡発生防止手順を職員に浸透させます。
- ③ 個々の利用者が持つ、褥瘡発生要因を的確に把握し対応します。

7. 協力医療機関等

当事業所では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

- ・名称 社会医療法人明和会 中通総合病院
- ・住所 秋田県秋田市南通みその町3-15

・協力医療機関

- ・名称 医療法人惇慧会 外旭川病院
- ・住所 秋田県秋田市外旭川字三後田142

・協力歯科医療機関

- ・名称 医療法人社団 宝樹会 城東歯科クリニック
- ・住所 秋田県秋田市東通2-1-17

8. 緊急時の対応

利用者に様態の変化、急変などがあった場合は、ただちに家族等に連絡をするとともに、24時間の連絡体制を確保している当施設看護職員に連絡をし、第一に施設嘱託医に相談するとともに、必要に応じて主治医及び協力医療機関、他医療機関等との連携により、健康上の管理に関し、必要に応じて適切な措置を講じます。尚、状態に応じて協力医療機関等と相談し救急車及び施設送迎車等で搬送致します。

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

9. 指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）利用に当たっての留意事項

・指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、事業所は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

来 訪 ・ 面 会	面会は予約制となっております。ご希望の方は、前日までに施設にご連絡をお願いいたします。（一度のご面会者は2名まででお願いします）※感染流行期・状況次第では対応を変更する可能性があります。
外 出	外出の際には必ず事前に行き先と帰宅時間を職員に申出て下さい。（申請書にご記入願います。）
受 診	基本的に利用者のかかりつけ医への受診をして下さい。心身状況に応じて往診対応も可能です。定期受診等の送迎については、送迎サービスを行っておりますので、申し出てください。
居室・設備・器具の利用	事業所内の居室や設備・器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合賠償していただくことがあります。
喫 煙 ・ 飲 酒	飲酒・喫煙はできません。
迷 惑 行 為 等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。又、むやみに他の利用者の居室に立ち入らないようにして下さい。
所持品の管理	入所時に「預かり表」を確認していただきます。尚、貴重品の持ち込みは控えて下さい。
現金等の管理	基本的に預り金は致しません。特段の事情がある場合は管理者の判断で預り金を承諾する場合があります。尚、利用者本人が現金を持つ場合については、事業所では一切責任を負いかねます。
宗 教 活 動 政 治 活 動	事業所内で他の利用者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮下さい。
動 物 飼 育	事業所内へのペットの持ち込みおよび飼育は、お断りします。

*送迎範囲：秋田市全域

※その他の地域の方はご相談下さい。

*退所後のお荷物の保管期間は3か月となります。期間内でのお引き取りをお願い致します。期限までに事前にご連絡等がない場合は、処分させていただきます。

10. 非常災害対策

非常時の対応	別途定める「ショートステイ ラ・ボア・ラクテ消防計画」に則り対応いたします。			
平常時の訓練等	別途定める「ショートステイ ラ・ボア・ラクテ消防計画」に則り年2回夜間および昼間を想定した避難訓練を利用者の方にも参加していただいております。			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉	9か所
	避難すべり台	なし	屋内消火栓	あり
	自動火災報知器	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	22か所	漏電火災報知器	なし
	ガス漏報知器	なし	非常用電源	あり
	カーテン布団等は、防災性能のあるものを使用しております。			
消防計画等	消防署への届出日	平成31年1月1日		
	防火管理者	高橋 昇太		

11. 要望及び苦情等の相談

短期入所生活介護 ご利用相談室	窓口受付担当者	生活相談員 田中 奈留美
	お問合せ先	電話 018-893-3221

要望や苦情などは、担当生活相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、正面玄関に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

「苦情解決処理委員会」

小野寺 忠 0182-45-3360	小玉 宏一郎 0182-32-0780
-----------------------	------------------------

「外部苦情相談窓口」

秋田市 介護保険課 018-888-5674
秋田県国民健康保険連合会 018-883-1550
秋田県福祉サービス相談支援センター（秋田県運営適正化委員会） 018-864-2726

12. その他

当事業所についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。

短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）について
（令和6年8月1日現在）

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証、負担割合証を確認させていただきます。

2. 指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の概要

指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）は、要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス（介護予防サービス）計画に基づき、当事業所を一定期間ご利用いただき、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活上の介護及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。

このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）計画が作成されますが、その際、利用者・利用者代理人の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

【短期入所生活介護】

(1) 基本料金

① 短期入所生活介護利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です。）

『1人部屋』（従来型個室）

・要介護1	1割：645円	2割：1,290円	3割：1,935円
・要介護2	1割：715円	2割：1,430円	3割：2,145円
・要介護3	1割：787円	2割：1,574円	3割：2,361円
・要介護4	1割：856円	2割：1,712円	3割：2,568円
・要介護5	1割：926円	2割：1,852円	3割：2,778円

『2人部屋』（多床室）

・要介護1	1割：645円	2割：1,290円	3割：1,935円
・要介護2	1割：715円	2割：1,430円	3割：2,145円
・要介護3	1割：787円	2割：1,574円	3割：2,361円
・要介護4	1割：856円	2割：1,712円	3割：2,568円
・要介護5	1割：926円	2割：1,852円	3割：2,778円

(2) 各種加算

*看護体制加算（Ⅰ）として、常勤の看護師を1名以上配置しており、上記サービス費に1日あたり（1割：4円 2割：8円 3割：12円）加算されます。

*看護体制加算（Ⅱ）として、看護職員の数が、常勤換算方法で、利用者の数が25名又はその端数を増すごとに1以上であり、当該事業所の看護職員により、24時間連絡体制を確保できており、上記サービス費に1日あたり（1割：8円 2割：16円 3割：24円）加算されます。

*夜間職員配置加算（Ⅰ）として、夜勤を行う介護職員の数が、最低基準を1以上上回っており、上記サービス費に1日あたり（1割：13円 2割：26円 3割：39円）加算されます。

*入所及び退所の際、ご自宅と事業所間の送迎を行なった場合は、片道につき（1割：184円 2割：368円 3割：552円）加算されます。（介護予防短期入所生活介護を含む）

*緊急短期入所受入加算として、利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が緊急に短期入所生活介護を受ける必要と認めた利用者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合は、1日あたり（1割：90円 2割：180円 3割：270円）加算されます。通常は起算して7日間を限度として算定されますが、利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日間算定されます。（介護予防短期入所生活介護を含む）

*連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所している場合は、所定単位数から1日あたり（1割：30円 2割：60円 3割：90円）減算されます。※61日以上の場合、減算算定はありません。

※連続して61日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所している場合は、介護福祉施設サービス費の単位数と同単位数で算定されます。

*サービス提供体制強化加算（Ⅰ）として、介護職員の総数のうち、介護福祉士が占める割合が100分の80以上を満たしているため、上記サービス費に1日あたり（1割：22円 2割：44円 3割：66円）加算されます。（介護予防短期入所生活介護を含む）

※当該加算は区分支給限度基準額の算定からは除外されます。

（3）介護職員等処遇改善加算（介護予防短期入所生活介護を含む）

※当該加算は区分支給限度基準額の算定からは除外されます。

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）、介護職員等ベースアップ加算は1本化され、介護職員等処遇改善加算として、基本サービス費に各種加算を加えた1月あたりの総算定額に14.0%を乗じた額が加算されます。

※短期入所生活介護サービスの連続30日を超えた利用日の31日目と区分支給限度基準額を超える利用日数については、保険給付の対象となりません。ただし31日目と区分支給限度基準額を超える利用日数を実費（短期入所生活介護利用料＋加算料金を全額10割負担）として、お支払いされることに同意される場合は、この限りではありません。

*看取り連携体制加算（介護予防短期入所生活介護を含む）

看護体制加算（Ⅰ）、看護体制加算（Ⅱ）を算定しており、かつ看護職員により、病院または診療所、訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間連絡できる体制を確保し、看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に利用者又その家族に対して当該対応方針の内容を説明し、同意を得ている場合に、1日あたり1割：64円、2割：128円、3割：192円算定されます。（死亡日及び死亡日以前30日以下について7日間を限度）

*口腔連携強化加算（介護予防短期入所生活介護を含む）

口腔連携強化加算として、事業所の従事者が口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て歯科医療機関及び介護支援専門員に対して、当該評価の結果を情報提供した場合に月に1回、1割：50円、2割：100円、3割：150円算定されます。

※当施設では、協力歯科医療機関または指定歯科医療機関への情報提供となります。

同意されない場合は、同意書に記載する際に、口腔連携強化加算の算定を同意しませんと一筆お願い致します。

【介護予防短期入所生活介護】

(1) 基本料金

- ① 介護予防短期入所生活介護利用料（介護保険制度では、要介護認定による要支援の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です。）

『1人部屋』（従来型個室）

・要支援1	1割：479円	2割：958円	3割：1,437円
・要支援2	1割：596円	2割：1,192円	3割：1,788円

『2人部屋』（多床室）

・要支援1	1割：479円	2割：958円	3割：1,437円
・要支援2	1割：596円	2割：1,192円	3割：1,788円

(2) 長期利用の適正化（31日以降）

連続31日以上介護予防短期入所生活介護を行った場合に、要支援1：（ユニット型）介護福祉施設サービス費の要介護1の単位数の75%に相当する単位数、要支援2：（ユニット型）介護福祉施設サービス費の要介護1の単位数の93%に相当する単位数が算定されます。

【短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 共通】

(2) その他の料金

- ① 食費／1日あたり1,550円 ・朝食336円 ・昼食607円 ・夕食607円
*朝食・昼食・夕食ごとに利用料金を設定しております。提供した分の料金をお支払いいただきます。（おやつ代も含んでおります。）

*ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。

*食事のキャンセルについて

朝食は、前日の17：30まで、昼食は、当日の10：00まで、夕食は15：30までに事務まで申し出をお願い致します。

それ以降のお申し出に関しては、返金できませんので、ご了承をお願い致します。

- ② 居住費（居室の利用費）／1日

・従来型個室	1,231円
・多床室	915円

*ただし、滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、介護保険負担限度額認定証に記載されている滞在費の負担限度額が1日にお支払いいただく滞在費の上限となります。

*上記①「食費」及び②「滞在費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、別添資料をご覧ください。

*特別室（従来型個室トイレ付：全6室）を利用者が選定された場合、特別な居室に伴う費用として、特別室料1日あたり100円をお支払いいただきます。

※(介護予防)短期入所生活介護サービスの連続30日を超えた31日目と区分支給限度基準額を超える利用日数について、負担限度額認定は適用致しません。

③ 理美容代

	コース	金額	内容
理容・美容 サービス	Aコース	1,500円	散髪・襟剃り
	Bコース	1,800円	散髪・襟剃り・顔剃り
	Cコース	2,000円	散髪・襟剃り・顔剃り・シャンプー
	Dコース	1,400円	顔剃り・襟剃り
	Eコース	1,000円	シャンプー
	Fコース	2,700円	髪染め・シャンプー

④テレビ貸出料金/1日 100円

⑤私物洗濯代（※当事業所へ私物洗濯を依頼された場合のみ料金が発生致します）

ネット小/1回 462円 ネット大/1回 660円

その他、タオルケット、毛布、ドライクリーニング等、素材・種類により、
クリーニング方法等が異なるため、別途実費料金が発生致します。

※週2回洗濯委託業者が回収致します。

(3) 支払い方法

- ・ 毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の15日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・ お支払い方法は、当事業所指定金融機関（秋田銀行・北都銀行）口座自動引き落としとなります。
- ・ お振込みをご希望の場合は、北都銀行へのお振込みとなります。

ショートステイ ラ・ボア・ラクテ 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護） 重要事項説明同意書

当事業者は、指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供にあたり利用者へ上記重要事項を説明しました。

この証として本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印の上、各自1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供に際し本書面の重要事項の説明を行いました。

事業者名 社会福祉法人 横手福寿会

所在地 秋田県横手市増田町吉野字梨木塚100-1番地

理事長 田 中 実 印

説明者 印

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供開始に同意しました。

利用者

住所 _____

氏名 _____ 印

代理人

住所 _____

氏名 _____ (続柄 _____) 印

年 月 日	変 更 履 歴
平成23年6月15日 平成23年10月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・制定・施行 ・追加：P7：3（1）基本料金【短期入所生活介護】サービス提供体制強化加算（I）算定
平成24年2月1日	<ul style="list-style-type: none"> P8：基本料金【介護予防短期入所生活介護】サービス提供強化加算（I）算定 ・変更：P1：1（1）管理者名（3）管理者保有資格
平成24年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> 生活相談員数 P2：1（3）看護職員数 介護職員数 P5：9．消防署への届出日 防火管理者 P10：管理者名 追加：P2：1（3）リラクゼーションケア職員 2．⑫リラクゼーションケアサービス P5：10．窓口受付担当者 ・介護保険制度改定
平成24年8月1日 平成24年9月1日	<ul style="list-style-type: none"> 変更：P1：1（3）生活相談員数 P2：1（3）看護職員数 事務職員数 P5：10．窓口受付担当者 P6：3（1）基本料金【短期入所生活介護】看護体制加算（II）算定 夜勤職員配置加算（I）算定 介護職員処遇改善加算（I）算定 P7：基本料金【介護予防短期入所生活介護】介護職員処遇改善加算（I）算定 追加：P3：8．緊急時の対応 ・P4：9.受診
平成26年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・変更：P2：1（3）看護職員数 生活相談員数 P5：11．窓口受付担当者 P6：3．（1）基本料金【短期入所生活介護】看護体制加算（II）算定なし ・消費税率引き上げに伴う介護報酬改定（5%→8%） 変更：P1：1（1）管理者氏名（3）看護職員数 介護職員数 事務職員数 P5：11．窓口受付担当者 P6：3．（1）基本料金【短期入所生活介護】【介護予防短期入所生活介護】 ・介護保険制度改正
平成27年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> 変更P6：3（1）基本料金【短期入所生活介護】看護体制加算（II）、医療連携強化加算、緊急短期入所受入加算、長期利用者に対する減算、サービス提供体制強化加算（I）ロ 算定 P7：基本料金【介護予防短期入所生活介護】緊急短期入所受入加算、サービス提供体制強化加算（I）ロ 算定 ・介護保険制度改正 P6：3（1）基本利用料金、加算について2割負担額を記載 (2)その他の料金 多床室の居住費変更
平成27年8月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・P6：3（1）基本料金【短期入所生活介護】看護体制加算（II）、医療連携強化加算算定なし 変更：P1：1（1）管理者氏名（3）介護職員数 事務職員数 変更：P2：1（3）職員体制 栄養士非常勤専従へ変更 変更：P2：1（3）職員体制 栄養士常勤専従へ変更 ・P6：3（1）基本料金【短期入所生活介護】看護体制加算（II）、医療連携強化加算算定あり 変更：P2：1（3）職員体制 看護職員数
平成27年9月1日 平成27年10月1日 平成27年10月16日 平成27年12月1日 平成28年1月1日 平成28年4月1日 平成29年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・P6：3（1）基本料金【短期入所生活介護】サービス提供体制強化加算 I（イ）【介護予防短期入所生活介護】サービス提供体制強化加算 I（イ） P7：3（1）基本料金【短期入所生活介護】介護職員処遇改善加算（I）算定 P8：基本料金【介護予防短期入所生活介護】介護職員処遇改善加算（I）算定

平成 30 年 4 月 1 日	・介護保険制度改正 変更 P6 : 3 (1) 基本料金【短期入所生活介護】
平成 30 年 7 月 1 日	P7 : 基本料金【介護予防短期入所生活介護】 変更 : P2 : 1 (3) 職員体制 看護職員 常勤 2 名 ・ P6 : 3 (1) 基本料金【短期入所生活介護】看護体制加算Ⅱ 医療連携強化加算 算定なし
平成 30 年 8 月 1 日	P6 : 3 (1) 基本利用料金、加算について 3 割負担額を記載
平成 30 年 9 月 1 日	変更 : P2 : 1 (3) 職員体制 看護職員 常勤 3 名
平成 30 年 10 月 1 日	変更 : P6 : 3 (1) 基本料金【短期入所生活介護】看護体制加算Ⅱ 算定
平成 31 年 1 月 1 日	変更 P5 : 10. 非常災害対策 防火管理者
平成 31 年 4 月 1 日	変更 : P 1 : 1 (1) 管理者名 (3) 管理者勤務形態 生活相談員数 事務員数
令和元年 8 月 1 日	変更 : P 1 : 1 (1) 管理者名 (3) 管理者勤務形態 生活相談員数 事務員数
令和元年 10 月 1 日	変更 P6 : 3 (1) 基本料金【短期入所生活介護】 P7 : 基本料金【介護予防短期入所生活介護】変更 特定処遇改善加算 (I) 算定
令和 2 年 4 月 1 日	変更 : P 1 : 1 (1) 管理者名 (3) 管理者勤務形態 事務員数
令和 2 年 7 月 1 日	変更 : P 1 : 1 (1) 管理者名 (3) 管理者勤務形態 生活相談員数 事務員数
令和 2 年 9 月 1 日	変更 : P8 (2) その他の料金
令和 2 年 11 月 11 日	変更 : P1 : 1 (3) 職員体制
令和 2 年 12 月 1 日	変更 : P1 : 1 (3) 職員体制
令和 3 年 4 月 1 日	変更 : P6 基本料金 P7 : サービス提供体制強化加算 I 算定
令和 3 年 8 月 1 日	変更 : P8 (2) その他の料金
令和 4 年 4 月 1 日	変更 : P 1 : 1 (1) 管理者名 (3) 管理者勤務形態 生活相談員数 事務員数
令和 4 年 5 月 16 日	変更 : P 1 : 1 (1) 管理者名
令和 4 年 11 月 16 日	変更 : P5 : 11. 受付担当者名
令和 5 年 6 月 1 日	変更 : P4: 面会項目 荷物保管期限追加 P8 : (2) その他の料金①、支払い方法追記
令和 5 年 6 月 15 日	変更 : P8 : (2) その他の料金⑤
令和 6 年 4 月 1 日	・介護保険制度改正 変更 : P6 : 3 (1) 基本料金【短期入所生活介護】 P7~8 : 介護職員等処遇改善加算、長期利用の適正化 (61 日以降)、看取り連携体制加算、口腔連携強化加算、長期利用の適正化 (31 日以降) P8 : 基本料金【介護予防短期入所生活介護】
令和 6 年 6 月 1 日	変更 : P7 : 機能訓練配置加算 算定なし (R6.8~) P8 : 2 (2) 基準費用額 (居住費) (R6.8~)
令和 6 年 8 月 1 日	削除 : P7 : 機能訓練配置加算算定、P8 : 2 (2) 基準費用額 (~R6.7) 変更 : P3 : 7 協力歯科医療機関